

平成30年7月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成30年7月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 平成30年7月25日(水) 午後3時30分から午後3時47分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	花野 隆雄	会長代理 :	2 番 :	水澤 正明
委 員 :	3 番 :	忠 貞夫	委 員 :	4 番 :	榎本 太
委 員 :	5 番 :	森田 謙	委 員 :	6 番 :	田村 信秀
委 員 :	7 番 :	南波 雅子	委 員 :	8 番 :	緒形 文一
委 員 :	9 番 :	馬場 勝	委 員 :	10 番 :	西奈美 公平
委 員 :	11 番 :	川上 勝之	委 員 :	12 番 :	松村 智
委 員 :	13 番 :	今井 輝子	委 員 :	14 番 :	阿部 実

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中 条 :	志村 政美	委 員 :	中 条 :	佐藤 隆
委 員 :	乙 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	安城 守英
委 員 :	築 地 :	白塚 幸二	委 員 :	築 地 :	小熊 威
委 員 :	黒 川 :	今井 明	委 員 :	黒 川 :	小野 金一

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：佐藤秀雄、主任：佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、平成 30 年 7 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 14 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、12 番松村智委員、13 番今井輝子委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、6 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>7 月 12 日、胎内市チューリップフェスティバル実行委員会が市役所で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>7 月 13 日、新潟県農業会議の業務推進検討会が市役所で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>7 月 17 日、第 28 回常設審議委員会が JA 新潟ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>7 月 17 日 18 日、農業委員会会長会議が新潟市のメイワサンピアで開催され、会長代理が出席してございます。</p> <p>7 月 18 日、7 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、1 班の委員の皆様にご案内いただきまして。</p> <p>7 月 19 日 20 日、農業委員会視察研修のため秋田県農業試験場及び大潟村あきたこまち生産者協会へ伺いました。16 名の委員の皆様が参加してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>なお、第 1 号議案は、本総会出席委員に関する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>初めに第 1 号議案の 1 番及び 2 番を審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案の 1 番及び 2 番をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをお願いします。</p> <p>1 番の案件は、申請人の譲渡人・譲受人は兄弟であり、現在は共同で農業経営を行っております。</p> <p>このたび、弟の経営意欲の向上を図るため、譲渡人である兄が所有する全ての農地について、1 筆ごとに持分の 10 分の 1 を弟へ贈与するものであります。</p> <p>第 1 号議案の 1 番は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>第1号議案の1番の事前審査結果について、9番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る7月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、1班委員5名及び事務局2名で事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案の1番は、農業経営の意欲向上のため、兄から弟へ持分を贈与するものであります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案の1番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> <p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案の1番については、事前審査委員長報告のとおり許可とすることに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第1号議案の1番については、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第1号議案の2番3番を議題といたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案の2番3番をご説明いたします。</p> <p>2番の案件は、譲渡人において、県外在住・高齢等の理由により売却を希望され、これまで耕作している譲受人が経営の拡大のため売買するもので、総額〇〇円、10aあたり約〇〇円であります。</p> <p>3番の案件は、経営の拡大のため、3年間の使用貸借権を設定するものであります。</p>

	<p>なお、2番3番の譲受人の耕作面積が現在27aとなっております。</p> <p>農地法第3条第2項第5号により、権利を取得するものは、その取得後に耕作面積が50aに達しなければならないこととされております。</p> <p>よって、現在の譲受人の耕作面積は27aであるため、譲受人が同一人である2番3番の案件が同時許可となることで、許可要件を満たすことになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の2番3番の事前審査結果について、9番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第1号議案の2番は、経営拡大のため売買、3番は経営拡大のための使用貸借権の設定であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案の2番3番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案の2番3番については、事前審査委員長報告のとおり許可とすることに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第1号議案の2番及び3番については、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p>

	<p>第2号議案は、車庫を建設するための転用が1件であります。</p> <p>この案件は、柴橋地内の休耕畑において、申請人の亡き父が転用の許可が必要であることを分からずに、昭和56年頃に車庫を建築し利用していたものであり、このたび、住宅のリフォームにあたり発覚したものであります。</p> <p>なお、農地法の許可を受けなかったことを反省していると言う始末書が添付されております。</p> <p>第2号議案は、書類による不備はなく、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、9番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、車庫を建設するための転用が1件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前着工の案件ではありますが、始末書も添付されていますことから、事前審査会ではやむを得ないものと判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第2号議案は県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案をご説明いたします。</p> <p>第3号議案は、住宅建設のための転用が1件、駐車場等に利用するための転用が1</p>

	<p>件、太陽光発電施設のための転用が1件、工事用の仮設資材置場のための一時転用が1件の計4件であります。</p> <p>1番の案件は、都市計画用途地域にある住吉町地内の休耕畑において、住宅を建設するための転用であり、建築面積は57.96㎡であります。土地売買価格は、総額〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、都市計画用途地域にある本郷町地内の休耕畑において、自宅に隣接する申請地を駐車場等に利用するため、兄から贈与を受け転用するものであり、所要面積は165㎡であります。</p> <p>3番の案件は、第2種農地にある高畑地内の畑において、太陽光発電施設を建設するための転用であり、施設概要は3段タイプのものを6台、全部で240枚のパネルを設置するものであります。土地売買価格は、総額〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>4番の案件は、第2種農地にある村松浜地内の休耕畑において、携帯電話基地局を新たに建設するに当たり、申請地を資材置場などに利用するための一時転用であり、所要面積は154.44㎡、利用期間は許可の日から平成31年3月31日までとするものであります。</p> <p>第3号議案は、いずれの案件も書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしており、事前着工もありませんでした。</p> <p>3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の事前審査結果について、9番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案は、住宅建設のための転用が1件、駐車場等に利用するための転用が1件、太陽光発電施設のための転用が1件、工事用の仮設資材置場のための一時転用が1件の計4件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、いずれの案件も現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は、挙手願います。</p>

(農業委員：挙手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第3号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。

以上で日程第3の第1号議案から第3号議案までの審議を終了いたしました。

これで、本日の全ての日程を終了いたしました。

これを持ちまして、平成30年7月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成30年7月25日

議 長

1 2 番

1 3 番
